

経 済 産 業 省

平成 24・03・21 貿局第 2 号
輸入注意事項 2 4 第 3 号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する
規程を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 4 月 2 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改
正について

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和 5 5 年 1 1 月
2 8 日付け輸入注意事項 5 5 第 7 6 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改
正し、平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 (イ) 鯨及びその調製品に係る申請 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 (ロ)、(ハ) (略) (ニ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 (ホ)、(ヘ) (略) (ト) <u>本邦の区域に属さない海面を船積地とする海棲哺乳動物及びその調整品等に係る申請</u> 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 (チ) <u>上記以外の貨物に係る申請</u> 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (3)～(5) (略) [別紙1]～[別紙3] (略)	1 (略) 2 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 (イ) 鯨及びその調製品に係る申請 <u>経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局各輸入担当課</u> (ロ)、(ハ) (略) (ニ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (ホ)、(ヘ) (略) (ト) <u>上記以外の貨物に係る申請</u> 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (3)～(5) (略) [別紙1]～[別紙3] (略)